ホ　同一の筐体に収められた他の無線設備（第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の告示において定められた当該各項第一号の表に掲げる無線局の無線設備と同一の筐体に収められた他の無線設備のうち、五七GHzを超え六四GHz以下の周波数の電波を使用する移動体検知センサー用の特定小電力無線局と同一の筐体に収められたものに限る。）と同時に複数の電波を発射する機能を有する場合にあつては、五七GHzを超え六四GHz以下の周波数の電波のみ発射を停止する、又は当該周波数の電波を含む複数の電波の発射を停止する機能を有すること。

十三　五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの（前号及び次号に規定するものを除く。）

イ　空中線を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。また、高周波部及び変調部が別の筐体に収められている場合にあつては、送信装置としての同一性を維持できる措置が講じられており、かつ、それぞれが容易に開けることができないこと。

ロ　送信装置の空中線電力は、二五〇ミリワット以下で、かつ、等価等方輻射電力は四〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ハ　送信空中線の利得は、一〇デシベル以上であること。

ニ　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けていること。

十四　［略］

［イ～ニ　略］

十五　［略］

［イ・ロ　略］

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～四　略］

五　五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ　空中線を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。また、高周波部及び変調部が別の筐体に収められている場合にあつては、送信装置としての同一性を維持できる措置が講じられており、かつ、それぞれが容易に開けることができないこと。

［ロ～ニ　略］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

［注１～33　略］

34　次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

［(1)　略］

［新設］

十二　［同上］

［イ～ニ　同上］

十三　［同上］

［イ・ロ　同上］

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

イ　送信機は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。

［ロ～ニ　同上］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表同左］

［注１～33　同左］

34　［同左］

［(1)　同左］